

会 長	事務局長	スタッフ

## 第 18 回厚岸町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年5月24日（金）午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室

3. 出席委員（ 13人）

(1) 会 長 1番 荒 岡 正

(2) 委 員 2番 小野寺 孝一、3番 徳田 善一  
4番 米 澤 仁、5番 伊 藤 美 晴  
6番 木 原 晃、7番 石 澤 由紀子  
8番 音喜多 政 東、9番 河 村 芳 則  
10番 遠 藤 浩 一、12番 樋 浦 泰 夫  
13番 佐 藤 仁 昭、14番 西 野 義 幸

4. 欠席委員（ 1人） 11番 貢 則 夫

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 2番 小野寺 孝一、3番 徳田 善一

第2 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 堀部 誠、主事 佐々木 大

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>委員の皆様にはご多忙の中、総会に出席いただきましてありがとうございます。開会前に本日の総会出席状況を申し上げます。</p> <p>10時現在、出席委員13人、欠席委員1人、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する、在任委員14名の過半数の委員が出席しており、会議の成立要件を満たしていることを報告し、只今から第18回厚岸町農業委員会総会を開催します。</p> <p>それでは、会長から挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	( 挨拶 )
会 長	<p>本日の議事録署名委員に、2番小野寺委員と3番徳田委員を指名いたします。</p>
会 長	<p>議事日程に従い、議事を進めます。</p> <p>日程第1 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>次の者より、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求めます。</p> <p>令和元年5月24日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容をご説明いたします。</p> <p>■番号1</p> <p>贈与者 _____</p> <p>受贈者 _____ の 贈与 であります。</p> <p>2ページをお開き願います。</p> <p>_____ 所有の _____ で、現況地目は畑、4筆合計の農地面積は53,626㎡で、登記面積の合計は79,868㎡であります。</p> <p>今回の件については、従前、賃貸借していた農地を受贈者である _____ が高齢なため、従前、借受していた _____ に農地を引き継ぐための権利移転の許可申請であります。</p> <p>許可申請書の写しについては議案書2ページから7ページに、位置図に</p>

事務局長

については議案資料1ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

■ 1ページにお戻り願います、続きまして番号2番

貸主 \_\_\_\_\_

借主 \_\_\_\_\_ の 賃貸借であります。

8ページをお開き願います。

\_\_\_\_\_ 所有の \_\_\_\_\_ の農地で現況地目は畑、面積は  
104,000 m<sup>2</sup>で、登記面積は443,843 m<sup>2</sup>であります。

今回は、経営規模を拡大する佐々木操氏への支援ということで、\_\_\_\_\_  
所有農地の一部を賃貸借する権利の許可申請であります。

許可申請書の写しについては議案書8ページから13ページに、位置図  
については議案資料2ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

■ 1ページにお戻り願います、続きまして番号3番

譲渡人 \_\_\_\_\_

譲受人 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ の 売買であります。

15ページをお開き願います。

\_\_\_\_\_ 所有の \_\_\_\_\_ で、登記地目は山林、原野、牧場  
となっており、合計面積及び対価は16ページに記載しているとおり面積  
が934,428 m<sup>2</sup>で、対価は1,450,074円となっております。

今回は、経営規模を拡大する \_\_\_\_\_ への支援ということで、\_\_\_\_\_  
所有地の一部を売り渡しする権利の許可申請であります。

許可申請書の写しについては、議案書14ページから21ページに、また  
位置図については議案資料3ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

■ 1ページにお戻り願います、続きまして番号4番

譲渡人 \_\_\_\_\_

<p>事務局長</p>	<p>譲受人 _____ の 売買であります。</p> <p>22 ページをお開き願います。</p> <p>_____ の _____ で、登記地目は牧場となっており、合計面積は 77,768 m<sup>2</sup>で、対価は 23 ページに記載のとおり 328,374 円となっております。</p> <p>今回は、経営規模を拡大する _____ への支援ということで _____ 所有地の一部を売り渡しする権利の許可申請であります。</p> <p>許可申請書の写しについては、議案書 22 ページから 27 ページに、また位置図については議案資料 4 ページにありますのでご参照いただきたいと思います。</p> <p>なお、番号 2 番から 4 番については、<u> 番 </u> 委員が農業委員会に関する法律第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、ただ今の議案第 40 号について、審議いたします。</p> <p>はじめに、番号 1 について質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(議場質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(議場異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 40 号 番号 1 については原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、番号 2 番から 4 番については、先程事務局より説明がありましたが、<u> 番 </u> 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に該当しますので、厚岸町農業委員会会議規則第 12 条により退出を求めます。</p> <p>ここで、暫時休憩といたします。( <u> 委員 </u> 退出)</p> <p>再開いたします。</p> <p>それでは、議案第 40 号 2 番から 4 番について、質疑ございませんか。</p> <p>(9 番、河村委員が発言を求める)</p> <p>河村委員、どうぞ。</p>
<p>9 番</p>	<p>2 番の _____ さんの賃貸について、地図で囲んでいるところからはみ出ているところ、ここは何で入っていないのか。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局から説明します。</p>

事務局長	<p>そこは違う地番の土地なので入っていません。</p> <p>(2番小野寺委員が発言を求める)</p>
会 長	<p>小野寺委員、どうぞ。</p>
2番	<p>この791番は全部じゃないですよ。</p> <p>10丁だから、このうち半分を賃貸借する。</p> <p>本当は線を引く場所が違うんだよね。</p>
会 長	<p>休憩いたします。</p> <p>再開いたします。</p> <p>議案第40号 番号2番から4番について、御意見、御質問ございませんか。</p> <p>(議場質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(議場異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第40号 番号2番から4番については原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、暫時休憩といたします。</p> <p>(<u>    </u>委員着席)</p> <p>再開いたします。</p> <p>徳田委員に申し上げます。</p> <p>議案第40号番号2番から4番については、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。</p> <p>では、議事日程に従い議事を進めてまいります。</p> <p>日程第2 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局 【佐々木】	<p>議案書28ページをお開き願います。</p> <p>議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p> <p>次の者より、農地等を目的以外に供するための許可申請があったので北海道農業会議に意見聴取をするものとする。</p> <p>また、北海道農業会議の判断が許可相当であった場合、意見書を付して北海道知事へ進達するものとする。</p>

<p>事務局</p> <p>【佐々木】</p>	<p>令和元年5月24日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>番号1</p> <p>譲渡人（貸主） _____</p> <p>譲受人（借主） _____ の 使用貸借の案件と なっております。</p> <p>それでは、申請内容をご説明させていただきます。</p> <p>議案書 30 ページをお開き願います。</p> <p>1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況</p> <p>所 在 _____ 及び _____</p> <p>地 目 公簿及び現況とも畑</p> <p>面 積 _____ は 面積 53,802 m<sup>2</sup>の内 1290.45 m<sup>2</sup></p> <p>_____ は 面積 172,166 m<sup>2</sup>の内 9783.13 m<sup>2</sup></p> <p>2 権利を移転し転用しようとする理由の詳細</p> <p>借主において山砂を採取する。</p> <p>31 ページをご覧ください。</p> <p>権利存続期間は許可の日から1年間です。</p> <p>採取量は、25,902 m<sup>3</sup>となっております。</p> <p>議案書 35 ページから 37 ページは北海道農業会議への意見聴取、 38 ページは北海道へ進達する農業委員会の意見書となっております。</p> <p>参考図として、別紙資料 5 ページから 8 ページまで 位置図、平面図を添付しております。</p> <p>当該地は、平成 30 年 4 月 27 日に開催しました、第 8 回総会において、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議決した場所の隣接であり、平成 30 年 10 月 16 日の農地パトロールでも現地調査を実施しております。</p> <p>また、厚岸町農業委員会の意見書は議案書 38 ページに示しておりますが、総合意見として、許可妥当と思われるとする内容でございます。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今の議案第 41 号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、議案第 41 号については原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>それでは、次に日程第 3 議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定に</p>

<p>会 長</p>	<p>ついて」を議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書 39 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>令和元年 5 月 24 日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容の説明を申し上げます。</p> <p>議案書 40 ページから 42 ページに、今回、上程されております農用地利用集積計画の権利者双方の一覧を記載しております。</p> <p>今回の案件につきましては、</p> <p>更新の賃貸借が 46 件、新規の賃貸借が 3 件、売買が 4 件であります。</p> <p>本 53 件については、利用権設定者よりの申し出を受け、新たな計画をたてるべく、農地あっせん委員会であっせんが成立したものであります。</p> <p>※ 第 1 部会 10/30 (火)、第 2 部会 10/31 (水) 別紙に記載されている各筆明細により権利の種類、区分、金額等を説明いたします。</p> <p>■議案書 43 ページをお開き下さい。整理番号 1230 番</p> <p>利用権の設定を受ける者 _____</p> <p>利用権の設定をする者 _____</p> <p>利用権を設定する土地 _____</p> <p>面積は、44,384 m<sup>2</sup></p> <p>契約の内容としては、</p> <p>令和元年 6 月 3 日 から 令和 2 年 3 月 31 日</p> <p>賃貸料は 66,576 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。</p> <p>位置図については、議案資料 9 ページにありますのでご参照願います。</p> <p>続いて、■議案書 44 ページをお開き下さい。整理番号 1231 番</p> <p>利用権の設定を受ける者 _____</p> <p>利用権の設定をする者 _____</p> <p>利用権を設定する土地 _____</p> <p>面積は、合計で 66,371 m<sup>2</sup></p> <p>契約の内容としては、</p> <p>令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日</p> <p>賃貸料は 103,121 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。</p> <p>位置図については議案資料 10 ページにありますのでご参照願います。</p>

事務局長

続いて、■議案書 45 ページをお開き下さい。整理番号 1232 番

新規賃貸借の案件であります

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 231,621 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日

賃貸料は 625,374 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 11 ページにありますのでご参照願います。

なお、現地確認については、昨年の秋の農地パトロール及びあっせん委員会において現地を確認しております。また、4 月 25 日（木）、第 1 部会のあっせん委員会において、従前借り主の \_\_\_\_\_ が昨年まで大根を耕作していたことなどから、従前貸し付けしていた賃貸料とする内容で決定した

ところであります。

続いて、■議案書 46 ページをお開き下さい。整理番号 1233 番

売買案件であります。

所有権の移転を受ける者 \_\_\_\_\_

所有権を移転する者 \_\_\_\_\_

所有権を移転する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 416,585 m<sup>2</sup>

所有権移転の内容としては、

所有権移転時期、令和元年 6 月 3 日

対価、11,164,229 円

対価の支払い方法、指定口座に振り込み

対価の支払い期限、令和元年 7 月 31 日

引き渡しの時期、対価の支払い日となっております。

位置図は、参考資料の 12 ページとなっております。

現地確認については、5 月 8 日（火）10 時から、第 1 部会のあっせん委員会を開催し、米澤部会長他 6 名と事務局で現地確認をしております。

売買価格については、平成 23 年に \_\_\_\_\_ から購入した価格と同じ金額となっております。

続いて、■議案書 47 ページをお開き下さい。整理番号 1234 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、77,958 m<sup>2</sup>



事務局長

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日  
賃貸料は233,874円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料13ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書48、49ページをお開き下さい。整理番号1235番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_

面積は、合計で132,315㎡

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日  
賃貸料は324,420円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料14ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書50ページをお開き下さい。整理番号1236番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で6,989㎡

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日  
賃貸料は13,278円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料15ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書51ページをお開き下さい。整理番号1237番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で29,080㎡

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和11年3月31日  
賃貸料は87,240円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料16ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書52、53ページをお開き下さい。整理番号1238番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

事務局長

面積は、合計で 105,928 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日

賃貸料は 304,342 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 17 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 54 ページをお開き下さい。整理番号 1239 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、47,000 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日

賃貸料は 141,000 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 18 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 55 ページをお開き下さい。整理番号 1240 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、104,355 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和11年3月31日

賃貸料は 313,065 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 19 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 56 ページをお開き下さい。整理番号 1241 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 45,569 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日

賃貸料は 136,707 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 20 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 57 ページをお開き下さい。整理番号 1242 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

事務局長

面積は、合計で 21,995 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は 65,985 円で 10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 21 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 58、59 ページをお開き下さい。整理番号 1243 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 86,218 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日

賃貸料は 253,414 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 22 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 60 ページをお開き下さい。整理番号 1244 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 29,586 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は 88,758 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 23 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 61 ページをお開き下さい。整理番号 1245 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 16,145.53 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日

賃貸料は 47,086 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 24 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 62 ページをお開き下さい。整理番号 1246 番

農地保有合理化事業による売買案件であります。

所有権の移転を受ける者 \_\_\_\_\_

所有権を移転する者 \_\_\_\_\_

事務局長

所有権を移転する土地  
面積は、合計で 117,198 m<sup>2</sup>

所有権移転の内容としては、  
所有権移転時期、2019年6月3日  
対価は5,894,000円で8月30日までに指定口座に振り込む内容です。  
引き渡しの時期は、対価の支払い日となっております。

位置図は、参考資料の25ページとなっております。

続いて、■議案書63ページをお開き下さい。整理番号1247番

利用権の設定を受ける者  
利用権の設定をする者  
利用権を設定する土地  
面積は、合計で 75,779 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日  
賃貸料は178,585円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料26ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書64ページをお開き下さい。整理番号1248番

利用権の設定を受ける者  
利用権の設定をする者  
利用権を設定する土地  
面積は、86,000 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日  
賃貸料は258,000円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料27ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書65ページをお開き下さい。整理番号1249番

利用権の設定を受ける者  
利用権の設定をする者  
利用権を設定する土地  
面積は、89,503 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日  
賃貸料は187,956円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料28ページにありますのでご参照願います。

事務局長

続いて、■議案書 66 ページをお開き下さい。整理番号 1250 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 16,099 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日

賃貸料は 25,757 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については、議案資料 29 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 67 ページをお開き下さい。整理番号 1251 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 25,698 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日

賃貸料は 77,094 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 30 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 68 ページをお開き下さい。整理番号 1252 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 82,882 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日

賃貸料は 248,646 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 31 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 69 ページをお開き下さい。整理番号 1253 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 101,318 m<sup>2</sup>

事務局長

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は303,954円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料32ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書70、71ページをお開き下さい。整理番号1254番

利用権の設定を受ける者

\_\_\_\_\_

利用権の設定をする者

\_\_\_\_\_

利用権を設定する土地

\_\_\_\_\_

面積は、合計で163,455㎡

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は490,365円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料33ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書72ページをお開き下さい。整理番号1255番

利用権の設定を受ける者

\_\_\_\_\_

利用権の設定をする者

\_\_\_\_\_

利用権を設定する土地

\_\_\_\_\_

面積は、5,241㎡

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は15,723円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料34ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書73ページをお開き下さい。整理番号1256番

利用権の設定を受ける者

\_\_\_\_\_

利用権の設定をする者

\_\_\_\_\_

利用権を設定する土地

\_\_\_\_\_

面積は、15,218㎡

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は45,654円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料35ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書74ページをお開き下さい。整理番号1257番

利用権の設定を受ける者

\_\_\_\_\_

事務局長

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、8,345 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日  
賃貸料は25,035円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料36ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書75ページをお開き下さい。整理番号1258番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、11,465 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日  
賃貸料は34,395円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料37ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書76ページをお開き下さい。整理番号1259番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、合計で23,173 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日  
賃貸料は69,519円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料38ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書77ページをお開き下さい。整理番号1260番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、合計で64,527 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日  
賃貸料は193,581円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

事務局長

位置図については議案資料 39 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 78 ページをお開き下さい。整理番号 1261 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、16,018 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日

賃貸料は 48,054 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 40 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 79 ページをお開き下さい。整理番号 1262 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 35,370 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日から令和 11 年 3 月 31 日

賃貸料は 74,275 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 41 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 80 ページをお開き下さい。整理番号 1263 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 193,084 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日

賃貸料は 528,002 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 42 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 81 ページをお開き下さい。整理番号 1264 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_



事務局長

面積は、61,000 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は183,000円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料43ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書82ページをお開き下さい。整理番号1265番

利用権の設定を受ける者

\_\_\_\_\_

利用権の設定をする者

\_\_\_\_\_

利用権を設定する土地

\_\_\_\_\_

面積は、合計で15,418 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は46,254円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料44ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書83ページをお開き下さい。整理番号1266番

農地保有合理化事業による売買案件であります。

所有権の移転を受ける者

\_\_\_\_\_

所有権を移転する者

\_\_\_\_\_

所有権を移転する土地

\_\_\_\_\_

面積は、合計で315,865 m<sup>2</sup>

所有権移転の内容としては、

所有権移転時期、2019年6月3日

対価、15,793,000円

対価の支払い方法、指定口座に振り込み

対価の支払い期限、2019年8月30日

引き渡しの時期、対価の支払い日となっております。

位置図は、参考資料の45ページとなっております。

続いて、■議案書84ページをお開き下さい。整理番号1267番

利用権の設定を受ける者

\_\_\_\_\_

利用権の設定をする者

\_\_\_\_\_

利用権を設定する土地

\_\_\_\_\_

面積は、合計で104,576 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和11年3月31日

事務局長

賃貸料は 313,728 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料 46 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 85 ページをお開き下さい。整理番号 1268 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、8,345 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日  
賃貸料は 25,035 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料 47 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 86 ページをお開き下さい。整理番号 1269 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、29,812 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日  
賃貸料は 89,436 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。  
位置図については議案資料 48 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 87、88 ページをお開き下さい。整理番号 1270 番

農地保有合理化事業による売買案件であります。

所有権の移転を受ける者 \_\_\_\_\_  
所有権を移転する者 \_\_\_\_\_  
所有権を移転する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、合計で 384,721 m<sup>2</sup>

所有権移転の内容としては、

所有権移転時期、2019 年 6 月 3 日  
対価、18,294,000 円  
対価の支払い方法、指定口座に振り込み  
対価の支払い期限、2019 年 8 月 30 日  
引き渡しの時期、対価の支払い日となっております。  
位置図は、参考資料の 49 ページとなっております。

事務局長

続いて、■議案書 89 ページをお開き下さい。整理番号 1271 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、42,277 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は126,831円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 50 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 90 ページをお開き下さい。整理番号 1272 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で4,571 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日

賃貸料は13,713円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 51 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 91 ページをお開き下さい。整理番号 1273 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で656 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日

賃貸料は1,968円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 52 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 92 ページをお開き下さい。整理番号 1274 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で13,472 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年6月3日から令和6年3月31日

賃貸料は30,984円で、10月末月までに指定口座に振り込む内容です。

事務局長

位置図については議案資料 53 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 93 ページをお開き下さい。整理番号 1275 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、230 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日  
賃貸料は 690 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 54 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 94 ページをお開き下さい。整理番号 1276 番

新規賃貸借の案件でございます

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、9,635 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日  
賃貸料は 9,635 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 55 ページにありますのでご参照願います。

なお、現地確認については、5 月 8 日(火)10 時から第 1 部会のあっせん委員会を開催し、米澤部会長他 6 名の委員と事務局で現地確認しております。

賃貸料については、可耕地として初年度は無償とし、次年度からは 10a 当たり 1,000 円とする内容で決定しております。

続いて、■議案書 95 ページをお開き下さい。整理番号 1277 番

前回取り下げした賃貸借更新規の案件でございます

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_  
利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_  
利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_  
面積は、合計で 85,236 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日  
賃貸料は 170,466 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

事務局長

位置図については議案資料 56 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 96 ページをお開き下さい。整理番号 1278 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 976, 296 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日

賃貸料は無償であります。

位置図については議案資料 57 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 97 ページをお開き下さい。整理番号 1279 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 552, 508 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日

賃貸料は無償であります。

位置図については議案資料 58 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 98 ページをお開き下さい。整理番号 1280 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 \_\_\_\_\_

面積は、合計で 29, 758 m<sup>2</sup>

契約の内容としては、

令和元年 6 月 3 日 から 令和 6 年 3 月 31 日

賃貸料は 89,274 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については議案資料 59 ページにありますのでご参照願います。

続いて、■議案書 99 ページをお開き下さい。整理番号 1281 番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

<p>事務局長</p>	<p>利用権の設定をする者 _____          利用権を設定する土地 _____          面積は、合計で 29,912㎡</p> <p>契約の内容としては、</p> <p>令和元年6月3日 から 令和6年3月31日          賃貸料は 81,980 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む内容です。          位置図については議案資料 60 ページにありますのでご参照願います。</p> <p>続いて、■議案書 100 ページをお開き下さい。整理番号 1282 番          新規賃貸借の案件であります</p> <p>利用権の設定を受ける者 _____          利用権の設定をする者 _____          利用権を設定する土地 _____          面積は、合計で 9,921㎡</p> <p>契約の内容としては、</p> <p>令和元年6月3日 から 令和6年3月31日          賃貸料は 26,786 円で、10 月末月までに指定口座に振り込む、ただし、          初年度の令和元年度の賃貸料については無償とする内容です。</p> <p>なお、現地確認については、昨年の秋の農地パトロール及びあっせん委員          会において現地を確認しております。</p> <p>また、5月8日（火）に開催した第1部会のあっせん委員会において、          賃貸料については、可耕地として初年度は無償とし、次年度からは          10a 当たり 2,700 円とする内容で決定しております。</p> <p>以上で、議案第 42 号の 1 番から 53 番までの内容説明を終わります。</p> <p>なお、議案第 42 号 2 番と 40 番から 53 番までの案件については、          1 番 荒岡会長、<u>番 委員</u>、<u>番 委員</u>、<u>番 委員</u>、  <u>番 委員</u>、<u>番 委員</u>、14 番 西野職務代理が          農業委員会に関する法律第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」に          該当するものでございます。</p> <p>以上大変雑ぱくな説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただけま          すようお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>■それではまず、ただ今の議案第 42 号 1 番と 3 番から 10 番までについて          何かご質問等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、議案第 42 号 1 番と 3 番から 10 番につい          ては原案のとおり決定とさせていただきます。</p> <p>■次に 11 番から 20 番までについて、何かご質問等ございませんか。</p>

会 長

(異議なし)

特に質疑がないようですので、議案第 42 号 11 番から 20 番については原案のとおり決定とさせていただきます。

■次に 21 番から 30 番までについて、何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

特に質疑がないようですので、議案第 42 号 21 番から 30 番については原案のとおり決定とさせていただきます。

■次に 31 番から 39 番までについて、何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

特に質疑がないようですので、議案第 42 号 31 番から 39 番については原案のとおり決定とさせていただきます。

●次に議案第 42 号 2 番について、      委員は農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に該当しますので、厚岸町農業委員会会議規則第 12 条により退出を求めます。

ここで、暫時休憩といたします。

(      委員退出)

再開いたします。

それでは、議案第 42 号 2 番について、ご意見、質問はありませんか。

(異議なし)

特に質疑がないようですので、議案第 42 号 2 番は原案のとおり決定とさせていただきます。

ここで、暫時休憩といたします。

(      委員着席)

再開いたします。

      委員に申し上げます。

議案第 42 号 2 番は原案のとおり決定されましたので報告いたします。

●次に議案第 42 号 40 番と 41 番について、      委員は農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に該当しますので、厚岸町農業委員会会議規則第 12 条により退出を求めます。

ここで、暫時休憩といたします。

(      委員退出)

再開いたします。

それでは、議案第 42 号 40 番と 41 番について何かご意見、質問はあり

会 長

ませんか。

(異議なし)

特に質疑がないようですので、議案第 42 号 40 番から 41 番については原案のとおり決定とさせていただきます。

ここで、暫時休憩といたします。

(           委員着席)

再開いたします。

           委員に申し上げます。

議案第 42 号 40 番から 41 番は原案のとおり、決定されましたので報告いたします。

●次に議案第 42 号 42 番について、河村委員は農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に該当しますので、厚岸町農業委員会会議規則第 12 条により退出を求めます。

ここで、暫時休憩といたします。

(           委員退出)

再開いたします。

それでは、議案第 42 号 42 番についてご意見、質問はありませんか。

(異議なし)

特に質疑がないようですので、議案第 42 号 42 番については原案のとおり決定とさせていただきます。

ここで、暫時休憩といたします。(            委員着席)

再開いたします。

           委員に申し上げます。

議案第 42 号 42 番は原案のとおり決定されましたので報告いたします。

●次に議案第 42 号 43 番について、           委員は農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に該当しますので、厚岸町農業委員会会議規則第 12 条により退出を求めます。

ここで、暫時休憩といたします。

(           委員退出)

再開いたします。

それでは、議案第 42 号 43 番についてご意見、質問はありませんか。

(異議なし)

特に質疑がないようですので、議案第 42 号 43 番については原案のとおり決定とさせていただきます。

ここで、暫時休憩といたします。

(           委員着席)



会 長

再開いたします。

\_\_\_\_ 委員に申し上げます。

議案第 42 号 43 番は原案のとおり決定されましたので報告いたします。

●次に議案第 42 号 44 番から 50 番までについて、\_\_\_\_ 委員は農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に該当しますので、厚岸町農業委員会会議規則第 12 条により退出を求めます。

ここで、暫時休憩といたします。(\_\_\_\_ 委員退出)

再開いたします。

それでは、議案第 42 号の 44 番から 50 番までについて、ご意見、質問はありませんか。

(異議なし)

特に質疑がないようですので、議案第 42 号 44 番から 50 番までについては、原案のとおり決定とさせていただきます。

ここで、暫時休憩といたします。(\_\_\_\_ 委員着席)

再開いたします。

\_\_\_\_ 委員に申し上げます。

議案第 42 号 44 番から 50 番までは原案のとおり、決定されましたので報告いたします。

●次に議案第 42 号 51 番と 52 番について、西野職務代理は農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に該当しますので、厚岸町農業委員会会議規則第 12 条により退出を求めます。

ここで、暫時休憩といたします。(西野委員退出)

再開いたします。

それでは、議案第 42 号の 51 番と 52 番について、何かご意見、質問はありませんか。

(異議なし)

特に質疑がないようですので、議案第 42 号 51 番と 52 番までについては、原案のとおり決定とさせていただきます。

ここで、暫時休憩といたします。(西野委員着席)

再開いたします。

西野職務代理に申し上げます。

議案第 42 号 51 番と 52 番は原案のとおり、決定されましたので報告いたします。

●次に番号 53 番についてですが、先程事務局より説明がありましたが、会長の私が「農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限」に該当しますので、審議開始から終了まで退席いたします。

議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。

西野職務代理、議長をお願いいたします。

よろしいですか。

(異議なし)

	<p>それでは、議案第42号 番号53番の審議終了後に入室・着席することとします。          暫時休憩とします。(会長退出)</p>
<p>議長          ※西野職務代理</p>	<p>それでは再開します。          議案第42号 番号53番を審議いたします。          質疑ございませんか。          (議場質疑なしの声)          質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定させていただきます。          ここで暫時休憩とし、会長の入室・着席を求めます。(会長着席)          再開いたします。          荒岡会長に申し上げます。          議案第42号 番号53番は、原案のとおり決定されましたので報告いたします。          ここで暫時休憩とし、議長の交代をいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>再開いたします。          議案第42号については、すべて原案のとおり決定となりました。          全体をとおして何かありませんか、特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。          事務局からその他、連絡事項等がありますので説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>・今後のスケジュールについて(別紙のとおり)</p>
<p>会長</p>	<p>全体を通して何かございませんか。          特になければ、これで本日の議案の審議を全部終えたので、第18回厚岸町農業委員会総会を終了します。          長時間にわたりご苦労さまでした。</p>

上記相違ないことを確認し署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 2番 印

議事録署名委員 3番 印